

別添 1

(訪問看護ステーション) 賃金改善計画書 (令和 7 年度分)

訪問看護ステーションコード (7 桁)	2990352
訪問看護ステーション名	訪問看護ステーション静療

I. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

① 賃金改善実施期間

令和 7 年 6 月	～	令和 8 年 5 月	12	ヶ月
------------	---	------------	----	----

② ベースアップ評価料算定期間

令和 7 年 4 月	～	令和 8 年 3 月	12	ヶ月
------------	---	------------	----	----

- ※ 「②ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下、「基本給等」という）の引上げ（以下、「ベア等」という）をいい、定期昇給は含まない。

II - 1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み

③ 算定金額の見込み	383,760 円
④ 翌年度への繰越予定額	0 円
⑤ 前年度からの繰越額 (令和 7 年度届出時のみ記載)	0 円
⑥ 算定金額の見込み (繰越額調整後) ((③-④)+⑤)	383,760 円

II - 2. 全体の賃金改善の見込み額

⑦ 全体の賃金改善の見込み額	782,195 円
⑧ うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み (⑥の再掲)	383,760 円

III. 対象職員 (全体) の基本給等 (基本給又は決まって毎月支払われる手当) に係る事項

⑨ 基本給等に係る賃金改善の見込み額 (1 か月分)	55,951 円
----------------------------	----------

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 7 年 6 月 17 日 開設者名: 代表取締役 齊藤 秀彰

【記載上の注意】

- 1 「①賃金改善実施期間」は、原則４月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の３月までの期間をいう。
- 2 「②ベースアップ評価料算定期間」は、原則４月（年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月）から翌年の３月までの期間をいう。
- 3 「⑥算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む）等の増加分に充て、下記の「⑧うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 4 「⑦全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である訪問看護ステーションにあっては、前年度の対象職員の給与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 5 「⑨基本給等に係る賃金改善の見込み額（１か月分）」については、【賃金改善実施期間①の開始月】における対象職員（全体）の１か月の基本給等総額の増加額の見込みを記載すること。「基本給等総額」には、賞与、法定福利費等の事業主負担分や役員報酬を除いた金額を計上すること。